

入札のしおり

平成30年8月
(令和7年8月版)

宍 粟 市

目 次

第1 趣旨	1
第2 関係法令の遵守	1
第3 入札参加資格の制限	1
第4 指名停止	2
第5 経営事項審査	2
第6 技術者の適正配置等	2
第7 入札の辞退	3
第8 入札保証金	3
第9 入札の方法	4
第10 入札の執行の取消しなど	5
第11 無効とする入札	5
第12 開札	6
第13 落札者の決定	6
第14 再度の入札	6
第15 入札関係資料の返還	7
第16 契約保証金	7
第17 契約の締結	7
第18 議会の議決を必要とする契約の締結	8
第19 契約の確定	8
第20 前金払及び中間前金払	8
第21 建設業退職金共済制度	9
第22 工事着手	9
第23 暴力団等の排除	9
第24 施工体制台帳及び施工体系図	10
第25 建設業法関連	10
指導事項	10
指名停止基準	13

(趣旨)

第1 このしおりは、次の各号に掲げる宍粟市（以下「市」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法、地方自治法施行令、宍粟市契約規則及びその他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して入札に参加してください。

- ① 工事又は製造の請負
- ② 測量、調査、設計等の業務委託
- ③ 物品の買入れ、借入れ又は売払い

(関係法令の遵守)

第2 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- ① 連合（談合）、贈賄その他不正な行為は絶対行わないこと。
- ② 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- ③ 建設業法に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。
- ④ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工の確保に努めること。
- ⑤ 公共工事の品質確保の促進に関する法律を遵守し、公共工事を適正に施工するとともに、技術者や技能労働者等の育成及びその労働環境の改善に努めること。
- ⑥ 積算は、自己積算を原則とし、積算根拠を提出できるようにしておくこと。

(入札参加資格の制限)

第3 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。

2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が宍粟市指名停止基準の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。また、これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

3 入札通知を受けた者が開札時まで第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び前項の入札参加資格の制限を受けたときは、入札に参加することはできません。

4 入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び第2項の入札参加の資格制限を受けたときは、入札

に参加することはできません。

(指名停止等)

第4 入札参加資格者が宍粟市指名停止基準各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。

2 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止を受けたときは、入札に参加することはできません。

3 入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで宍粟市指名停止基準に該当することとなった者、指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。また、落札候補者となるべき価格の入札をした者であっても、落札決定までに宍粟市指名停止基準に該当することとなった者、指名停止を受けた者は、入札参加資格がないものとし、次順位者を落札候補者とします。

(経営事項審査)

第5 市から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査（経営状況分析及び経営規模等評価。以下同じ。）を受けていなければなりません。この経営事項審査は、市と当該建設工事の請負契約を締結する日の1年7ヶ月前以内の日を審査基準日とするものが有効になります。

2 市では、建設工事の発注に当たって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出していただくこととしております。この総合評定値通知書は、建設業の許可を受けた行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に経営規模等評価の申請と併せて総合評定値の通知について請求して取得しておかなければなりません。入札参加者は、経営事項審査を受けたときは、総合評定値通知書の写しを直ちに提出してください。

(技術者の適正配置等)

第6 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

2 上記の主任技術者又は監理技術者は、当該請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があります。「恒常的な雇用関係」については、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合を除き、指名若しくは入札参加申込締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。雇用関係の確認は、健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証等により行います。

- 3 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、法令や特例として認められている場合を除き、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされております。また、専任の者でなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が4千5百万円（建築一式工事の場合は9千万円）以上のものをいいます。
- 4 営業所における専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、法令や特例として認められている場合を除き、現場に配置する監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。また、経營業務の管理責任者と監理技術者・主任技術者との兼務についても、上記の営業所の専任技術者と同様の取扱いとなります。

(入札の辞退)

- 第7 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。入札辞退届を提出した場合は、これを撤回することはできません。
- 2 主任技術者等技術者の確保ができない場合には、必ず事前に入札を辞退してください。
- 3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札保証金)

- 第8 一般競争入札の入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあつては、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、公告等において入札保証金を納めなくてもよいこととしている場合や次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。
- ① 指名競争入札に参加しようとするとき。
 - ② 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、市長に保険証書を寄託したとき。
 - ③ 一般競争入札に参加しようとする者が、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間で工事の履行保証の予約を締結したとき。
 - ④ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。なお、一般競争入札等において、入札保証金を納めなくてもよいこととしている場合でも、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていた

くこととなります。

- 2 入札参加者は、前項第2号の規定による保険証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該入札保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置によることができるものとします。この場合において、契約の相手方は、当該保険証書を寄託したものとみなします。
- 3 前項の規定は、第1項第3号の場合に準用します。この場合において、前項中「前項第2号の規定による保険証書の寄託」とあるのは「第1項第3号の規定による保証を証する書面の提出」と、「当該入札保証保険契約」とあるのは「当該工事履行保証契約」と、「当該保険証書を寄託し」とあるのは「当該書面を提出し」と読み替えるものとします。
- 4 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。また、入札の執行を中止する場合についても決定後に返還します。なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

（入札の方法）

- 第9 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等をいう。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるときは、発注者に説明を求めることができます。
- 2 入札参加者は、紙で入札する場合、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品入札書（以下「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記入して入札に付する案件ごとに作成し、記名押印の上封入して、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札箱に直接投入してください。
- 3 電子入札方式又は郵便入札方式による場合は、それぞれの案件に対応する公告書等にしたがって入札してください。また、電子入札方式による場合は、宍粟市電子入札運用基準により執行します。
- 4 工事の請負に係る入札参加者は、入札時に積算内訳書を提出しなければなりません。電子入札においては、添付ファイルとして提出する必要があります。また、工事以外の入札においても内訳書の提出を求めることがあります。
- 5 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札する前に契約担当者あて委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。なお、特別共同企業体による入札の場合には、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合には、復代理人への委任も含む。）が必要です。

- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 7 入札書に記載する金額（特に指示したとき以外は、原則、消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い「¥」との間をあけない（記載例「¥ 1, 5 0 0, 0 0 0 -」）ように表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記載したときには、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。
- 8 入札金額は、契約対象となる 1 件ごとの総価格としますが、入札公告（入札説明書）又は入札通知書で 2 件以上を合併して入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。
- 9 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 10 入札において、落札（事後審査型においては落札候補者）になったときには、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書、並びに役員等調書及び照会承諾書を提出しなければなりません。

（入札の執行の取消しなど）

- 第10 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。
- 2 入札参加者が連合（談合）し、又は不正不穏な行動をしているなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
 - 3 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

（無効とする入札）

第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効として扱います。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- ③ 入札者が 1 人の場合においてその者がした入札（一般競争入札を除く。）
- ④ 入札者が同一事項について 2 通以上した入札
- ⑤ 入札時に委任状を提出しない代理人のした入札
- ⑥ 同一事項の入札において、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 同一事項の入札において、代表者が同一人となっている入札者がそれぞれにした入札
- ⑧ 同一事項の入札において、資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札
- ⑨ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑩ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

- ⑪ 入札書に入札金額が記載されていない入札、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札、全部又は一部が鉛筆等の消去可能なもので記入されている入札
- ⑫ 入札金額が訂正された入札及び誤字、脱字などにより入札内容が分明でない入札
- ⑬ 入札書に記載すべき事項が記載されていない入札
- ⑭ 入札金額の頭に「〒」マークが記載されていない入札
- ⑮ 入札期限を過ぎた日付を記載した入札
- ⑯ 電子で入札する場合において、ＩＣカードを不正に使用した入札
- ⑰ その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第12 開札は入札場所で、入札の終了後直ちに、入札者及び入札立会人の立会いの上で行います。

- 2 開札の結果、落札者を決定したときは、その開札結果を、市ホームページ及び市役所掲示板において掲載します。

(落札者の決定)

第13 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。
 - ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ③ 総合評価落札方式により落札者を決定する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（郵送による入札の場合は入札立会人）によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定します。

(再度の入札)

第14 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合があります。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行います。

- 2 入札の執行回数は1回を限度とし、落札者がいない場合は入札不調とし入札を打ち切ります。

ただし、事情により、ただちに再度の入札をする場合があります。

- 3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第11の④、⑤、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮又⑰に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認めた者とします。
- 4 最低制限価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者を再度の入札に参加させないことがあります。

(入札関係資料の返還)

第15 入札参加者で、貸与を受けた設計図書がある場合は、契約担当者が、貸与時に指定する期限までに、契約担当者に返還してください。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約締結の日までに、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなり、⑦に該当する場合は免除することがあります。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
 - ② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証があったとき。
 - ③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
 - ④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。
 - ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - ⑥ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
 - ⑦ 契約金額が200万円以下であるとき。
- 2 前項の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法であって金融機関等が定め市長の認める措置によることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなします。
- 3 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

(契約の締結)

第17 契約書の作成を要する場合においては、落札者は落札決定の翌日から起算して7日以内（栄栗市の休日を定める条例（平成17年栄栗市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日を除く。以下同じ。）に契約担当者から交付された契約書に記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を講じ、市長が定める書類を契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定の翌日から起算して7日以内に請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。
- 3 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。
- 4 落札者が、落札決定後契約締結までの間に、入札参加資格の制限に該当したとき、又は指名停止を受けたときには、契約を締結することはできません。この場合、市は損害賠償の責めを一切負いません。

（議会の議決を必要とする契約の締結）

- 第18 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が1億5千万円以上の対象工事又は製造の請負及び2千万円以上の物品の買入れ又は売払い）に係る落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内に契約担当者から交付された仮契約書に記名押印又は仮契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を講じ、市長が定める書類を契約担当者に提出しなければなりません。
- 2 この仮契約は、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第2（3）条の規定による議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとします。この場合、この契約書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約書となります。
 - 3 仮契約を締結してから議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加資格の制限に該当したとき、又は指名停止を受けたときには、仮契約を解除することとなり本契約を締結することはできません。この場合、市は損害賠償の責めを一切負いません。

（契約の確定）

- 第19 契約書の作成を省略する場合及び第18の第2項による場合を除き、契約は、契約の当事者である契約担当者と落札者とが契約書に記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を講じたときに確定します。

（前金払及び中間前金払）

- 第20 契約金額が1件200万円以上の工事等で保証事業会社と前金払及び中間前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3。中間前金払については10分の2）以内の前金払を行います。ただし、工期が2箇年度以上にわたる債務負担行為による契約の場合は、各年度ごとに当該年度の出来高予定額

の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3。中間前金払については、10分の2）以内の前金払を行います。前金払及び中間前金払を受けようとする額は、その金額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

（建設業退職金共済制度）

第21 市が発注する工事には、特に指示する場合のほかは、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札に当たっては入札金額にこれを含めて見積もってください。

- 2 請負者は、建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙又は退職金ポイントを購入してください。また、請負者において的確な把握が困難である場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が作成したホームページを参考にして購入してください。なお、請負者は、証紙購入の際金融機関にて発行、又はポイント購入の際に電子申請専用サイトにて発行される掛金収納書を、契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあっては40日以内）に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約担当者に申し出てこの期間を延長することができます。
- 3 契約金額が100万円未満の工事については、掛金収納書の提出は省略しますが、共済証紙又は退職金ポイントは購入しなければなりません。
- 4 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。また、電子申請を用いる場合も同様に下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る退職金ポイントを併せて購入してください。下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。

（工事着手）

第22 契約を締結した者は、設計図書に定めのある場合の外、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日から工事に着手しなければなりません。

（暴力団等の排除）

第23 入札参加者が、宍粟市暴力団排除推進条例に基づく宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に規定する排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当する場合は、入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないことになります。

- 2 契約の相手方が排除対象業者を下請負人等としている場合には、当該下請契約等の解除を求めます。なお、その求めに応じない場合は契約を解除します。
- 3 契約の相手方が排除対象業者であると判明したとき、又は当該契約の下請契約等の締結に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら下請契約等を締結していたときは、

当該契約を解除します。

- 4 契約の履行に当たり、排除対象業者から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、直ちに宍粟市へ報告するとともに、所轄の警察署へ届け出てください。
- 5 落札者は、契約の締結までに暴力団排除に関する誓約書（元請契約用）、役員等調書及び照会承諾書を契約担当課へ提出してください。
- 6 契約の履行に当たり下請負人を使用する場合は、下請負人の決定後遅滞なく、その商号又は名称その他必要な事項を通知するとともに、当該下請負人から暴力団排除に関する誓約書（下請契約用）、役員等調書及び照会承諾書を徴取し、契約担当課へ提出してください。

（施工体制台帳及び施工体系図）

- 第24 契約を締結した者のうち、建設工事の施工について下請負者を使用する者は、取得している建設業許可の一般・特定の別、締結した下請契約の請負代金額の合計の多寡に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事主管課に提出してください。
- 2 作成した施工体制台帳は工事現場ごとに備え置き、施工体系図は工事現場の見やすい位置に掲示してください。

（建設業法関連）

- 第25 「建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月策定)」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。
- 2 「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の最新版を参考に、下請負人との関係において適正化に努めてください。
 - 3 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1箇月以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
 - 4 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。
 - 5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。
 - 6 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額の合計が5千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してく

ださい。また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。

(指導事項)

市と工事契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮して、次のことに留意してください。

1 下請契約の締結について

- (1) 元請負人においては、適切な価格での下請契約の締結をするとともに、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等の特段の配慮を願います。
- (2) 元請負人においては、下請負人に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結してください。
- (3) 元請負人においては、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく取組をお願いします。

2 過積載による違法運行の防止について

- (1) 工事用資材などの運搬に当たっては、道路管理上、また住民に迷惑を掛けないように細心の注意を払うこと。
- (2) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (3) さし柵装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第 131号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。
- (4) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないでください。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (6) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしてください。
- (7) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。
- (8) ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進してください。
- (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (10) 下請負人がある場合にあっては、前各号について十分指導してください。

3 電波法の遵守について

不法・違法無線機（局）を設置した工事関係車両を使用しないでください。また、取引関係にある事業者が不法・違法無線機（局）を設置した工事関係車両を使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じてください。なお、下請負人に対しても同様に指導してください。

4 建設工事における不当要求等を受けた場合の届出等について

受注した建設工事において、暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、警察へ届け出るか又は発注者に報告してください。

（上記について怠った場合は、指名停止を行いますので、ご注意ください。）

5 建設資材、物品等の購入について

(1) 市では、県内産業への経済波及効果を高めるため、工事に使用する建設資材等について、県内で産出、生産、加工又は製造（県内工場）された建設資材（以下「県内産品」）の優先的な使用を推奨していますので県内産品を優先して購入してください。また、県内産品の調達が困難な場合については、県内に本店や営業所等を有する取扱業者からの購入に努めてください。

(2) 工事に関する役務の提供、資材の調達等については、可能な限り市内業者に発注してください。

6 植栽工事に係る植樹保険の加入について

(1) 植栽工事を請け負った者は、樹木等の枯損が発生した場合に備えて、公共植栽工事に係る樹木等の枯損等をてん補する保険（以下「植樹保険」という。）に加入してください。

(2) 保険金額については、発注者の承諾を得てください。

7 労働災害の防止等について

(1) 建設工事の施工に当たっては、危険を防止するための必要な措置を講じるなど安全管理を適切に行い、労働災害の防止に努めてください。

(2) 建設技能労働者の円滑な確保を図り、適正な賃金等、雇用・労働条件の改善に留意してください。

8 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について

建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は元請業者にあるので、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により、一定規模以上の建設工事については、分別解体等が義務付けられています。

9 適正な労働条件の確保について

事業者は、労働基準関係法令や労働社会保険関係法令を遵守し、雇用する労働者への適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を図るなど、労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めること。また、元請業者としての責任を十分に認識され、適正な時期に、適正な工事代金を各下請業者に支払ってください。

○宍粟市指名停止基準

平成17年4月1日基準

改正

平成21年10月1日基準

平成23年11月8日基準

平成24年3月30日基準

平成30年8月24日基準

令和5年12月4日基準

宍粟市指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宍粟市（以下「市」という。）が発注する建設工事、製造の請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等（以下「工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等又は製造の請負、物件の買入れ等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。
- (2) 指名停止 一定の要件に該当するため、工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (3) 契約担当者 市長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (4) 重傷者 治療30日以上障害をいう。
- (5) 公共機関 贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (7) 関連法令 次に掲げる法令をいう。
 - ア 業務関連法令 労働基準法（昭和22年法律第49号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
 - イ 労働者使用関連法令 労働基準法、労働安全衛生法等（昭和47年法律57号）をいう。
 - ウ 環境保全関連法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- (8) 重大な違反 当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴された場合をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件（以下「措置要件」

という。)のいずれかに該当するときは、宍粟市入札参加者審査会の議を経て、これらの表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 契約担当者は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、工事等の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うとき、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき((2)及び(3)に掲げる場合を除く。))。

(2) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が指名停止の決定後明らかとなったときは、別表第1、別表第2及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由が明らかであるとき若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表第1、別表第2及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。

きる。ただし、通算して3年を限度とする。

5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行う場合は指名停止通知書(様式第1号)により、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更する場合は指名停止期間変更通知書(様式第2号)により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注工事を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第10条 この基準の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に山崎町指名停止基準(平成11年山崎町告示第79号)別表第1及び別表第2、一宮町指名停止基準(平成7年一宮町告示第20号)別表第1及び別表第2、波賀町指名停止基準(平成10年波賀町告示第48号)別表第1及び別表第2又は千種町指名停止基準(平成8年千種町告示第22号)別表第1及び別表第2に掲げる行為を行った者に対する措置は、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月1日基準)

この基準は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成23年11月 8 日基準）

この基準は、平成23年10月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 3 月30日基準）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行前に別表第 2 に掲げる行為を行った者に対する措置は、なお従前の例による。

附 則（平成30年 8 月24日基準）

この基準は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月4日基準）

この基準は、令和 5 年12月 4 日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係） 事故等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
（虚偽記載）	
1 市発注の工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月
（過失による粗雑工事等）	
2 市発注の工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から
（1） 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	3 か月
（2） 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会に報告されたとき。	
（3） 工事成績が不良なとき。	1 か月
3 市発注の工事等以外の兵庫県内公共工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
（1） 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	2 か月
（2） 会計検査院又は監査委員に文書で指摘され、議会に報告されたとき。	
（契約違反）	
4 市発注に係る建設工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
（1） 入札参加資格者の責めにより契約を解除されたとき。	6 か月
（2） 2か月以上の履行遅延があったとき。	3 か月
（3） 1か月以上2か月未満の履行遅延があったとき。	2 か月
（4） 1か月未満の履行遅延があったとき。	1 か月
（5） 工事等の施工監理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。	3 か月
イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	1 か月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5 市発注の工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切	当該認定をした日から

であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
（１） 死亡者を生じさせたとき。	6 か月
（２） 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3 か月
（３） 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	6 か月
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
6 市発注に係る工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
（１） 死亡者を生じさせたとき。	2 か月
（２） 重傷者を生じさせたとき。	1 か月
7 市内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
（１） 死亡者を生じさせたとき。	1 か月
（２） 重傷者を生じさせたとき。	1 か月

別表第 2（第 3 条、第 5 条関係） 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
（贈賄）	
1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
（１） 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12 か月
（２） 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 か月
（３） 入札参加資格者等が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
（独占禁止法違反行為）	
2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から

(1) 市発注の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	12か月
(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	8か月
(3) 県外の一般建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	4か月
(4) 市発注の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	18か月
(5) 県内の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	12か月
(6) 県外の工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 (談合等)	6か月
3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕又は書類送検を知った日から
(1) 市発注の工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は書類送検されたとき。	18か月
(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は書類送検されたとき。	12か月
(3) 県外一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は書類送検されたとき。 (補助金の不正受給を目的とした不正行為)	6か月
4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
(1) 市の補助事業等又は間接補助事業等（以下「補助事業等」という。）に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12か月
(2) 県内の市町の補助事業等に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9か月
(3) 近畿内の自治体の補助事業等に関し、補助金等適正化法	6か月

第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(4) 近畿外の自治体の補助事業等に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (暴力団関係)	3 か月
5 入札参加資格者に関し、警察からの通報に基づき、暴力団員が経営に関与している等の事実が明らかになったとき。 (1) 暴力団員が役員として経営に関与している（実質的に関与している場合を含む。）ことが明らかになったとき。 (2) 個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であるとき。 (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又代理人として専任していることが明らかになったとき。 (4) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団員の威力を利用したことが明らかとなったとき。 (5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。 (6) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負等を行い、その他当該事業者を利用していると認められるとき。 (7) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。 (建設業法違反行為)	当該認定をした日から その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで その事実が改善された期間が24か月以上となったときまで その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで その事実が改善された期間が12か月以上となったときまで
6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 市発注の建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴され	当該認定をした日から 9 か月

たとき。	
イ 県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 か月
ウ 近畿内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
エ 近畿外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 市発注の建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	6 か月
イ 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	5 か月
ウ 県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3 か月
(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 市発注の建設工事に関し、指示処分を受けたとき。	3 か月
イ 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	2 か月
ウ 県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1 か月
(不正又は不誠実な行為)	
7 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注の工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 か月
イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 か月
ウ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
エ 近畿外の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月

(2) 前号に規定する者以外の入札参加資格者等が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市発注の工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	5 か月
ウ 近畿内の一般建設工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき。	
ア 市発注の工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	3 か月
イ 県内の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	2 か月
ウ 県外の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	1 か月
(5) 入札参加資格者等が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 県内において、上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	2 か月
イ 近畿内において上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1 か月
(6) 入札参加資格者が正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず、契約を拒んだとき。	3 か月以上12か月以内
(その他)	
8 入札参加資格者等に次の各号に掲げる行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3 か月
(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで

(3) 入札参加資格者等が入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1 か月
(4) 入札参加資格者等が、市発注の工事等の指名競争入札で正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1 か月
(5) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	3 か月以上
(6) その他市長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	別に定める期間